

横須賀市の障害者を雇用しませんか

～ 横須賀市障害者雇用奨励金のご案内 ～



令和5年度は、横須賀市内外の延 **137** 事業所に **288** 人の知的障害者や精神障害者が雇用されています。（令和5年度雇用奨励金支給実績から）

障害者を雇用し、障害特性を理解してその能力を引き出すことは、企業にとって大きな力となります。

下記の支援策を活用して、横須賀市の障害者を積極的に雇用しませんか。なお、横須賀市域外の事業者（注）も対象としておりますので、お気軽にご相談ください。

（注：横須賀市から通勤可能な範囲に限らせていただきます。）

1 雇用奨励金

横須賀市では、知的障害者や精神障害者を新たに3ヵ月以上雇用しようとする事業主に、月額3万円の雇用奨励金を、支給認定を受けた障害者が就労している間支給しています。神奈川県内では最高水準の金額です。平成29年度からは、国の障害者介助等助成金の支給対象となった重度視覚障害者、重度四肢機能障害者にも対象範囲を拡大しています。

※対象となる方の詳細や、申請から支給までの流れは裏面をご確認ください。

2 職場訪問

雇用奨励金を支給している事業主様に対して、よこすか就労援助センターや横須賀市障害福祉課が、原則として2年に1回以上事業所を訪問し、事業主様からの相談や障害者が長く働けるように支援を行っています。

3 アフターフォロー

知的障害者や精神障害者が職場に慣れるように、よこすか就労援助センター職員が同行又は訪問を行い、職場の定着や人間関係等の調整の支援を行っています。また、各種行政機関への事務手続きの協力等も併せて行っています。

平成27年度からは、職場定着支援員（必要な研修を受講した障害福祉施設等の職員）によるサポートがスタートしました。就労後3年間を目安に、よこすか就労援助センター職員が職場定着支援計画を作成し、支援内容・役割・頻度・連携方法等を定め、職場定着支援員と連携して障害者の職場定着支援を行っています。また、職場定着サポーター（市民による有償ボランティア）事業も開始し、さらなる支援強化を図っています。

4 生活面の指導

よこすか就労援助センターは、よこすか就業・生活支援センターを併設しており、就労面だけでなく生活習慣や健康管理の指導・助言など生活面の支援も行っております。

【問い合わせ先】

横須賀市民生局福祉こども部障害福祉課
よこすか就労援助センター

電話 046-822-9837（直通）
電話 046-820-1933（直通）

障害者雇用奨励金の申請から支給まで

